



「求人」「開業・フランチャイズ」特記

ぷりんde求人の注意点

【求人、労働者派遣事業、請負事業の広告について】

- ① 原則として雇用主名、所在地、電話番号（固定電話）、業種、募集職種、雇用関係（正社員、契約社員、パート、アルバイト、委託販売員、派遣など）、待遇を表示することとします。私書箱、局留めなど臨時的な宛先や電話番号のみは不可とします。ただし弊社が妥当と判断したものはこの限りではありません。
- ② 労働基準法、職業安定法、男女雇用機会均等法、児童福祉法、労働者派遣法、その他関連法規に触れるものは掲載できません。
- ③ 合理的な理由がなく年齢を制限または男女を区別する募集はできません。
- ④ 一般労働者派遣事業は許可番号を、特定労働者派遣事業は届け出番号を表示することとし、厚生労働大臣の許可なく職業紹介、あっせん、労働者供給または委託募集を行うものは掲載しません。
- ⑤ 請負事業者による求人広告の場合は、社業が「業務請負」である旨を表示すること。請負事業者を募集する場合は、その旨を表示することとします（例：請負大工募集）。
- ⑥ 有料職業紹介事業者の広告には、厚生労働大臣の許可番号を表示することとします。
- ⑦ 正社員、契約社員、パート、アルバイト、派遣社員（雇用契約）では、最低賃金が決められており、「完全歩合制（フルコミッション）」での募集。採用はできません。
- ⑧ 著しく高い賃金を支払う場合は、給与支払証明書などの提出を求めることがあります。

● 次のものは掲載できません。

- A. 労働争議中の企業の求人広告。
- B. 満15歳未満の者の募集（例外規定あり）。中学新卒者や解禁日前の高校新卒者を対象とした求人広告。
- C. 運送業で自家用車持込を条件にした求人広告（国土交通大臣の許可がある場合は除きます）。
- D. 求人広告と見せかけて、実際は商品などを売りつけるのが目的のものや、資金集めを目的とする恐れのあるもの。
- E. 求人広告と見せかけて、求縁や売春および売春類似行為を勧誘もしくはあっせんする疑いのあるもの。性風俗関係（ソープランド、デートクラブなど）、ヌードモデルなどのほか、ホストクラブなどの求人広告（弊社が妥当と判断したものは除く）。
- F. 前借金の相殺を前提とするもの。

【代理店・フランチャイズチェーン店の募集または説明会などの広告、副業などの広告について】

会社概要、会社登記簿謄本および契約書の写し、取り扱い商品のカタログなどをもとに、弊社にて掲載の可否を判断します。

- ① 原則として次の各項を表示することとします。
 広告主名、所在地、電話番号、事業内容、契約上の重要事項のほかに、保証金・加盟金・ロイヤリティ・開業資金などの額、店舗（施設）の要不要（必要な場合はその規模）、研修費用の有無（必要な場合は金額や期間）など。
- ② 収益予想を表示する場合は、モデル店の営業実績に基づくものとし、条件を明示することとします。

● 次のものは掲載できません。

- A. 広告主の実態、事業内容があいまいなもの。
- B. 初心者でもすぐに高収入が得られるような表現のもの。利益率・歩合率を誇張したもの。
- C. 実際には、入会金や契約金を集めたり、機械、材料などを売りつけるのが目的とみなされるもの。
- D. マルチ商法（連鎖販売取引）とみなされるもの。
- E. 応募者にとって契約内容・条件が著しく不利なもの。
- F. 事業内容が動物の飼育、植物の栽培にわたるもの。ただし、弊社が妥当と判断したものはこの限りではありません。